

件名	松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則
主管課	子育て・健康課
関係課	
改正対象	松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則（平成 27 年松前町規則第 20 号）
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号） 児童手当法施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 2 年内閣府令第 76 号）
改正理由	<p>教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の算定においては、平成 30 年 9 月以降、公平性の観点から、税法上は寡婦（夫）に該当しない未婚のひとり親を税法上の寡婦（夫）とみなして所得階層を判定していた。</p> <p>この度、税法上の寡婦（夫）控除の見直しにより、令和 3 年度分の個人住民税から、婚姻歴にかかわらず生計を一にする子を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」が適用されることとなった。</p> <p>これにより、教育・保育施設の利用者負担額の算定における寡婦控除のみなし適用が不要となったため、所要の改正を行う。</p>
改正の主な内容	松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則の別表中備考 2 を削除する。
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>改正後の地方税法の規定によって課される市町村民税額（令和 3 年度以降の市町村民税額）を利用者負担額算定の所得指標として用いるのは、<u>令和 3 年 9 月分の保育料から</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> 松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則別表中備考 1 子ども子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 2 号 	